

# おしらせHOTコーナー

## 特定健診を受けましょう

### 特定健診の受診期間は11月30日まで!

平成29年度の特定健診の受診はお済みでしょうか。受診期間は残りわずかですので、まだ受診していない方は、健康管理のために忘れず受けましょう。

セルフメディケーション税制※の適用には、必要書類の提出に加えて、健康の保持増進および疾病の予防への取り組みが必要です。特定健診の受診は、その1つとして定められています。詳しくは、厚生労働省ホームページをご確認ください。



※特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例

問 国保年金課 ☎ 825

## ふれあい福祉コーナー

### 母子及び父子・寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母や父子家庭の父、または寡婦の方の、経済的自立や扶養しているお子さんの福祉増進のために必要な資金をお貸しする制度です。

#### ■貸付資金の種類

就学支度、修学、修業、就職支度、技能習得、医療介護、生活、転宅、住宅、事業開始、事業継続、結婚

または身体の障がいにより長期にわたって働けない方▼配偶者が法令により拘禁されているため、その扶養を受けることができない方▼婚姻によらないで母または父となり、現に結婚していない方  
(2) 父母のない、20歳未満の子  
(3) 寡婦(かつて母子家庭の母で現在も(1)のいずれかに該当する方)  
(4) 離婚などで配偶者のいない40歳以上の女性で(1)または(3)以外の方  
(5) (1)および(3)に該当する方の子(修学・就学支度・修業・就職支度資金のみ)

(1) 母子家庭の母および父子家庭の父(20歳未満のお子さんを扶養)で次のいずれかに該当する方

▼配偶者が死亡、または配偶者と離婚し、現に結婚していない方▼配偶者の生死が不明、または配偶者から1年以上遺棄されている方▼配偶者が外国に居るため、その扶養を受けることができない方▼配偶者が精神

※母子家庭の母や父子家庭の父または寡婦の方が連帯保証人の要件(収入、資産など)を満たしている場合に限ります。また、(3)または(4)に該当し、現在お子さんを扶養していない方は、所得の制限があります。

ひとり親家庭児童就学支度金支給制度  
お子さんの入学準備に必要な経費の一部を助成します。  
【次の要件すべてに該当する方(生活保護受給者を除く)】  
▼平成30年4月に中学校へ入学予定(現在小学校6年生)のお子さん  
養育している方▼市民税非課税世帯(申請者と同居の扶養義務者も含む)の母子家庭の母、父子家庭の父または父母のない児童を養育している方(申請額 児童一人あたり1万円)  
問 子育て支援課 ☎ 209

## 法律相談コラム

法律相談などで多い事例とそのアドバイス

### いじめ問題

#### 事例

子どもがいじめの被害に遭っており、学校に行けなくなっていました。学校の対応に不満を持っています。どうしたらよいでしょうか?

#### 解決策と注意点

1つの方法として、弁護士に学校との調整を依頼することが考えられます。

平成25年にいじめ防止対策推進法が成立し、学校はいじめられて傷ついている子どもの気持ちに寄り添って対応することが求められています。

もっとも、相談に来られるケースでは、担任の先生のみならず、校長や教頭も法律の理念を十分に理解していないことがあります。そのため、学校側が、いじめられている子どもが相手の子どもに反論しているからいじめではないと捉えてしまったり、トラブルが生じた際(殴られる、物を隠されるなど)に、従前の子どもたちの関係性を踏まえ、その場だけの指導しか行わないことがあります。

その結果、いじめが止まないうえに、いじめられて傷ついている子どもの気持ちがないがしろにされるという事態が起きています。保護者も学校に対して、強い不信感を持っています。

このような場合、弁護士が学校側と協議をしていく中で、学校側に、学校の対応にどのような問題点があるのか具体的に認識してもらいます。そして、いじめられている子どもの希望を踏まえながら、子どもが安心して戻れる環境を調整していきます。

いじめ問題の対応で大切なことは、子どもがどのような解決策を希望しているかということです。周りの大人(保護者も含め)だけで、話を進めるといじめられている子どもの気持ちが置いてきぼりになってしまうことがあります。例えば、子ども自身は学校を転校したいと考えているのに、保護者が現在の学校への復帰を強く考えている場合です。大人が良かれと思って行ったことが、子どもをさらに傷つけてしまう危険性があることには、常に注意する必要があります。

問 埼玉弁護士会越谷支部 ☎ 962-1188 川原(弁護士)

## 行ってみたいな となりまち

### 松伏町

第44回松伏町農業収穫祭  
11月26日(日) 午前10時～午後3時  
(雨天決行)  
場内営まつぶし緑の丘公園  
内品評会に出品された野菜の展示・販売、野菜・焼きそばなどの販売、新米の無料配布(数量限定)など  
費入場無料(イベント一部有料)  
問 松伏町農業収穫祭実行委員会事務局(環境経済課内) ☎ 991-1853

### 越谷市

特産品の直売、模擬店、国際色豊かな料理の屋台村など  
問 市民まつり運営委員会事務局(市民参加推進課) ☎ 982-9685

### 草加市

国際ハーフフェスティバルメインコンサート  
11月18日(土) 午後7時～、19日(日) 午後1時30分～  
場内草加市文化会館  
問 国内内外活躍する一流ハープピストの演奏、さまざまな楽器とハープのアンサンブル、市民も参加した演奏費一般1000円、学生500円(全席指定、未就学児入場不可)  
問 草加市文化会館 ☎ 931-9325

### 吉川市

第22回吉川市民まつり  
11月19日(日) 午前10時～午後3時  
場内あしす、永田公園  
問 交通安全パレード、吉川産野菜・産業フェスタ2017  
11月18日(土)・19日(日) 午前10時～午後4時(19日は午後3時まで)

### 三郷市

産品直売、模擬店、国際色豊かな料理の屋台村など  
問 市民まつり運営委員会事務局(市民参加推進課) ☎ 982-9685

## 図書館 だより

新しく入った両館所蔵の図書の一部を紹介いたします。  
八幡 ☎ 995-6215  
八條 ☎ 994-5500

#### ■一般書

「裏切りのホワイトカード」 石田衣良 著

「銀河鉄道の父」 門井慶喜 著

「死神と道連れ」 赤川次郎 著

「末ながく、お幸せに」 あさのあつこ 著

「ロゼットのたんけん」 おくやまひさし 著

「パンツいっちょうめ」 やぎたまこ絵 菊田澄子作

「ぼくのおとうさんとおかあさん」 みやにしたつや 作・絵

「コリスくんのかみひこうき」 刀根里衣 作

#### ■12月の上映会の日

○八條図書館  
▼児童向け11月10日(日)・24日(日) 午前11時～、23日(祝) 午後2時～

▼一般向け11月3日(日)・10日(日)・24日(日) 午後2時～

○八幡図書館  
▼児童向け11月10日(日)・24日(日) 午後2時～

※上映内容など、詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

■12月、年末年始の休館日  
八幡・八條図書館  
毎週月曜日  
12月29日(金)～平成30年1月4日(木)  
駅前出張所図書窓口  
毎週土・日曜日  
12月29日(金)～平成30年1月3日(水)  
※八幡図書館は、敷地内の舗装改修工事のため、駐車場・駐輪場の利用を制限しています。  
11月13日(月)～12月中旬